

お申し込みのできる方

以下のいずれも該当し、建築物・住宅において産地が明らかな木材を利用される方

- 民間建築物（店舗・事務所、レストラン、賃貸住宅等）、住宅（マンション、戸建住宅等）
- 国の他の補助事業により補助金を交付される予定がないこと
※長期優良住宅普及促進事業やエコポイントの一部などは重複不可（住宅設備の設置は重複可）
- 産地証明付きの県産木材の使用量が木材使用量全体の60%以上
※兵庫県産木材の産地証明については、兵庫県木材業協同組合連合会に申請し、その連合会が発行する証明書を添付
- 県内に新築・増改築、リフォームされること。
- 県内に事務所を有する施工業者により施行されること。

●補助金額

産地が明らかな県産木材等使用量 (m ³ /件)	民間建築物・住宅補助金 (円/件)
25以上	40万
20～25未満	30万
15～20未満	21万
10～15未満	13万
5～10未満	6万

※新築は、使用量10m³以上から、リフォームは使用量5m³以上から適用

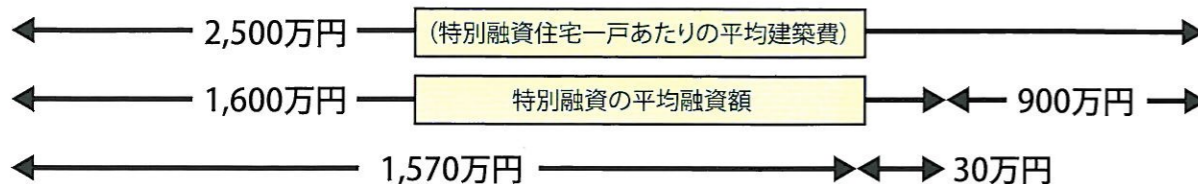
●申請受付期間

平成23年3月16日から平成23年12月28日（予定）まで
（申込多数の場合は、予算の範囲内で早目に受付を終了する場合があります。）
※平成24年3月30日までに民間建築物・住宅が完成し、引き渡し完了すること。

●兵庫県産木材利用木造住宅の場合は、兵庫県の木造住宅ローン（特別融資制度）の併用もできます

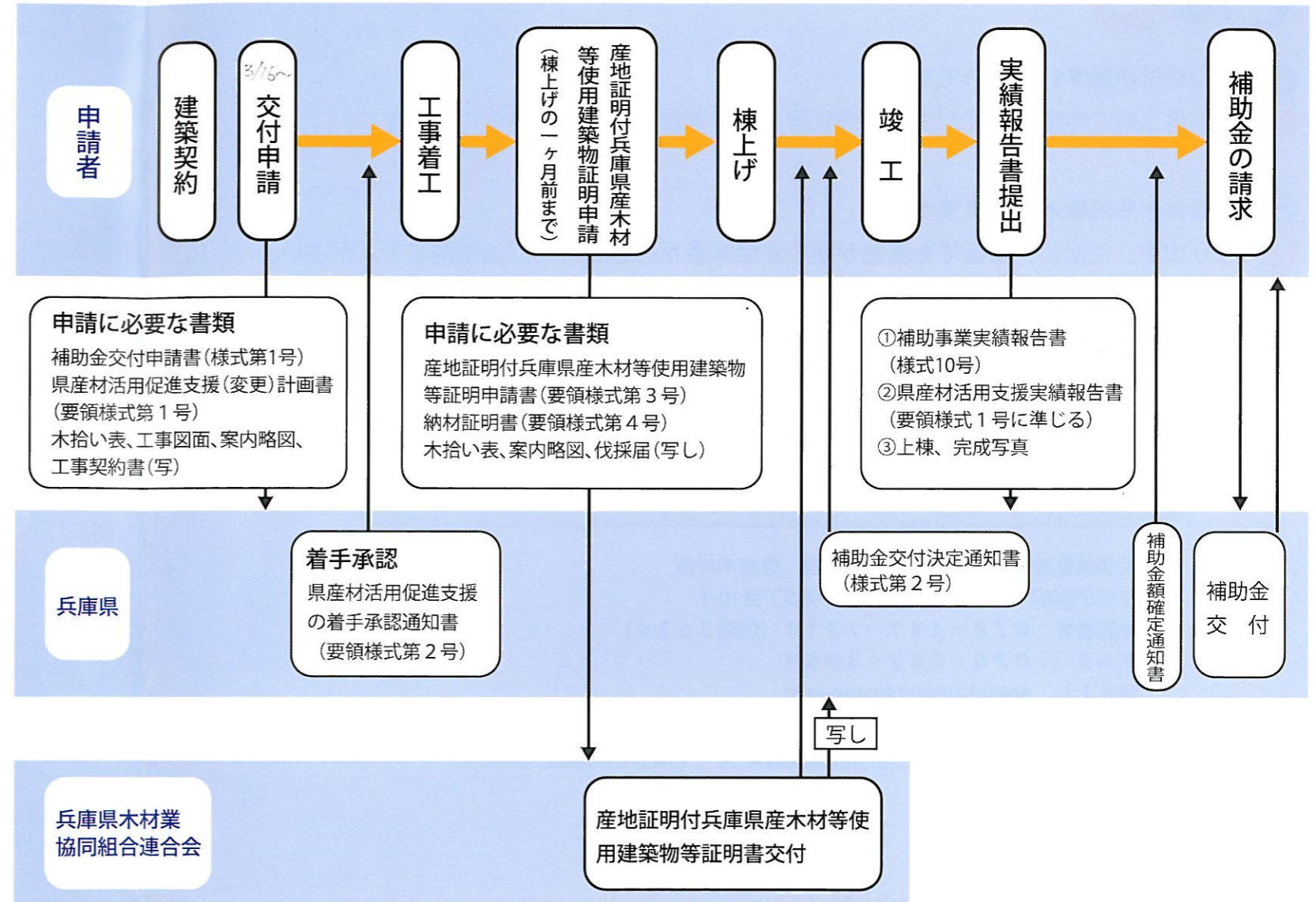
- 特別融資と併用して本事業を希望する方には、補助金の交付申請時に、特別融資貸付申請書も提出してください。
- 特別融資の貸付申請額は、希望する補助金額を差し引いた金額を申請してください。

〈制度の活用例〉補助金額30万円



融 資 額	補 助 金	自 己 資 金 等
-------	-------	-----------

県産材活用促進支援事業手続きの流れ

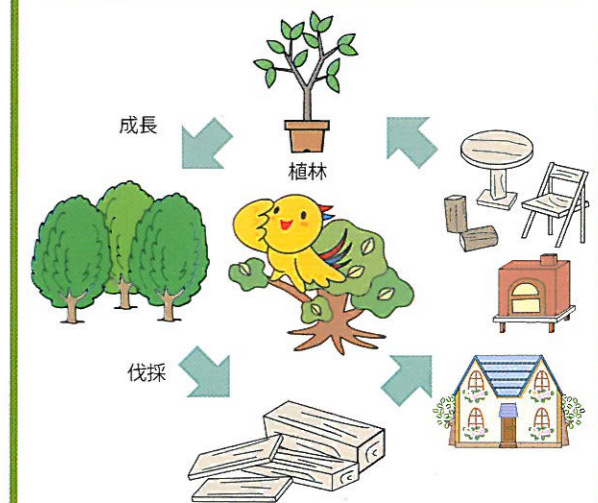


☆兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度のお知らせ

兵庫県産の木材を使用した住宅を建築される方に「兵庫県」と「金融機関」が協力して資金を融資します。

融資種別	木造住宅ローン	リフォームローン
融資対象	①県内に県産木材を50%以上使用した自ら居住するための木造住宅を新築、新築購入、増改築する者 ②①かつ県産粘土瓦を50m ² 以上使用する者 ③①かつ兵庫県環境配慮型住宅を建設する者	①県内に自ら居住する住宅に、県産木材の内装材をフローリングや腰壁等30m ² 以上使用してリフォームする者 ②①かつ県産粘土瓦を50m ² 以上使用する者 ③①かつ兵庫県環境配慮型住宅を建設する者
資金内容	住宅の建築費用	リフォームに要する費用(マンション内装も利用可)
融資限度額	県産木材使用割合50%以上60%未満 2,200万円 (①1,500万円+②200万円+③500万円) 県産木材使用割合60%以上 2,700万円 (①200万円+②200万円+③500万円)	900万円 (①500万円+②200万円+③200万円)
返済期間	25年以内 (県産木材60%以上認定長期優良住宅の場合は、35年以内)	10年以内
融資利率	1.6% (フラット35平均金利-1%、固定) H23.4.1~H23.9.30融資実行分	

木材は、再生産が可能な人と環境にやさしい資源です。



住宅・家具・木工品・薪やペレット燃料・チップ
木材の利用が、健全な森林を育み、豊かな環境をつくります。